

企業局ネットワークシステム用ネットワーク機器等 賃貸借の入札説明資料

配付資料

- 資料1 入札説明書
- 資料2 要求仕様書
- 資料3 契約書(案)
- 資料4 入札参加資格登録申請書等
- 資料5 入札保証金説明書
- 資料6 入札書及び委任状
- 資料7 図面

【留意事項】

- ① 機能等証明書、体制証明書については不備があった場合、受け付けないので、期日に余裕をもってご提出ください。
- ② 質問事項については、6月1日(火)午後5時までに企業局総務企画課総務班あてに電子メール又はFAXにより、提出してください。

電子メール soumu@eb.pref.okinawa.lg.jp
FAX 番号 098-866-2819

- ③ 質問事項および回答については、6月4日(金)午後5時～6月24日(木)午後2時の期間、企業局総務企画課入り口にて掲示します。
- ④ 閲覧資料(完成図書)
現行ネットワークの物理構成、論理構成等を確認するために、「平成27年度 沖縄県企業局ネットワークシステム用ネットワーク機器等の賃貸借」の完成図書を閲覧資料として、閲覧することができる。
閲覧にあたっては、事前に担当職員から閲覧承認を得て閲覧できるものとするが、携帯用複写装置による複写や、カメラ(デジタルカメラやカメラ付携帯端末を含む)等による閲覧資料の撮影は禁止する。

問い合わせ先

〒900-8570
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番地2号
沖縄県企業局総務企画課 総務班
098-866-2803

◆R3年度「企業局ネットワークシステム用ネットワーク機器等賃貸借」に係るスケジュール

項 目	日 時
公告	令和3年5月14日（金）
質問事項提出期限	令和3年6月1日（火）午後5時まで（電子メール又はFAX） メールアドレス：soumu@eb.pref.okinawa.lg.jp FAX番号：098-866-2819
質問事項回答	令和3年6月4日（金）※6月24日（木）まで総務企画課入り口に掲示
入札参加資格登録申請書の提出期限	令和3年6月7日（月） 午後5時まで（持参）※提出物
ネットワーク機器等設置・設定業務及び障害対応業務体制証明書の提出期限	令和3年6月7日（月） 午後5時まで（持参）※提出物
機能等証明書の提出期限	令和3年6月7日（月） 午後5時まで（持参）※提出物
入札参加資格審査結果の通知	令和3年6月10日（木）
入札保証金（※1）	※提出物
現金納付	令和3年6月14日（月）から 令和3年6月22日（火）
入札保証保険証書 （入札保証金免除を希望する場合）	令和3年6月22日（火） 午後5時まで（持参）
履行証明書 （入札保証金免除を希望する場合）	令和3年6月22日（火） 午後5時まで（持参）
小切手納付等	※ 希望する場合は、別途ご相談ください。
	※1 入札保証金額は「見積る契約金額を契約月間(60ヶ月)で除して 得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上」とする
入札	令和3年6月24日（木） 午後2時 ※提出物 場所：沖縄県庁12階 第2会議室
開札	令和3年6月24日（木） 午後2時（入札後）
契約締結（期限）	令和3年6月30日（水）
納期	令和3年9月30日（木）（補正期間を含む）
賃貸借期間	令和3年10月1日（金）から 令和8年9月30日（水）まで（60ヶ月間）

申請書類等の様式については、令和3年5月14日以降、インターネットで下記のホームページよりダウンロード可能です。

沖縄県企業局 <https://www.eb.pref.okinawa.jp>

入札説明書

沖縄県企業局が発注する企業局ネットワークシステム用ネットワーク機器等賃貸借に係る一般競争入札の公告に基づく入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和3年5月14日（金）

2 業務名

企業局ネットワークシステム用ネットワーク機器等賃貸借

3 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び借入数量等

要求仕様書のとおり

(2) 借入物品の特質及び環境設定業務

要求仕様書のとおり。

(3) 借入期間

令和3年10月1日～令和8年9月30日まで（60ヶ月間）

(4) 納入場所

要求仕様書のとおり

(5) 入札方法等

ア 入札金額は、借入期間（60ヶ月）に係る全ての費用とします。但し、支払いは年度ごとの一括支払いとなります。

令和3年度分（6ヶ月分）

令和4年度分（12ヶ月分）

令和5年度分（12ヶ月分）

令和6年度分（12ヶ月分）

令和7年度分（12ヶ月分）

令和8年度分（6ヶ月分）

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(6) 入札書及び委任状の様式について

別紙「入札書及び委任状」のとおりです。

(7) 入札書の提出期限・開札の日時及び場所

ア 提出期限・開札日時：令和3年6月24日（木）午後2時

イ 提出場所：沖縄県企業局第2会議室（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁12階）

(8) 入札書の提出方法

ア 入札書は郵送による場合を除き、(6)の提出場所に持参してください。電報及び電送による入札は認めません。

イ 入札書は封筒に入れ封印のうえ、封筒の表面に入札事項名及び社名を記入してください。

ウ 郵送による入札を希望する場合は、簡易書留郵便により、令和3年6月24日（木）午前11時までに沖縄県庁12階企業局総務企画課に提出してください。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 令和3年5月14日付け沖縄県公報定期第4933号に登載している「特定調達契約に係る一般競争入札参加資格及び申請方法等についての公告」及び「特定調達契約に係る一般競争入札の公告」に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) ネットワーク機器等設置・設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和3年6月7日（月）午後5時までに10で示す場所に提出し、ネットワーク機器等の設置・設定を円滑に行うことのできること及び障害が発生した場合、24時間以内に技術者を派遣して対応ができることを証明した者であること。
- (3) 納入しようとするネットワーク機器等の機能等証明書を令和3年6月7日（月）午後5時までに10で示す場所に提出し、当該ネットワーク機器等を納入することができることを証明した者であること。

5 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

6 契約条項を示す場所

沖縄県企業局総務企画課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁12階）

7 入札保証金に関する事項

見積る金額を契約期間の月数（60ヶ月）で除して得た金額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付して下さい。

詳細は、入札保証金説明書のとおりです。

8 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとします。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行います。なお、入札回数は3回（1度目の入札を含む）までとします。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとします。

9 入札執行人及び立会人

沖縄県企業局 総務企画課職員

10 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

名称 沖縄県企業局総務企画課

所在地 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁 12 階）

11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 その他

(1) 入札の無効

次の入札は、無効とします。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできません。

ア 競争入札に参加するために必要な資格のない者が入札したとき

イ 入札者が法令の規定又は入札条件に違反したとき

ウ 入札者又はその代理人が入札事項に対し 2 以上の入札をしたとき

エ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 以上の代理をしたとき

オ 入札者が連合して入札したとき

カ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき

キ 入札者の納付した入札保証金が所定の金額に達しないとき

ク 入札書に記名押印がないときその他記載事項を確認できないとき

ケ 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額を契約期間の月数（60 ヶ月）で除して得た金額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の金額を納付してください。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除されます。

ア 沖縄県公営企業管理者を被保険者とする契約保証保険契約（契約額を契約期間の月数で除して得た金額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の金額）を締結し、その証書を提出したとき。

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち、過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出したとき。

※ 「過去 2 箇年の間」とは、本件入札実施日を基準として過去 2 箇年です。

したがって、令和元年 6 月 24 日以降から令和 3 年 6 月 24 日までに契約期間が満了しているものが対象となります。

(3) 長期継続契約に関する事項

この入札に係る契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年沖縄県条例第 56 号）に規定する長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約の全部又は一部を解除できるものとします。